

広島県告示第六百八十五号

腐蛆^そ病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係るみつばち、巣箱、巢ひその他の腐蛆^そ病の病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

平成二十二年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福山市新市町のうち大字常、大字藤尾、大字金丸
府中市のうち鵜飼町、荒谷町、本山町、出口町、木野山町